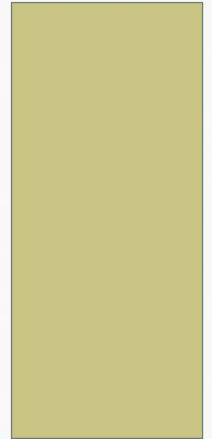




給水装置工事施行基準等について

福岡市水道局 保全部 節水推進課 給水装置係



給水装置工事施行基準等について

主な内容

- ・ 給水装置工事施行基準
- ・ 給水装置の構造及び材質の基準
- ・ クロスコネクション防止
- ・ サンドブラスト現象による他企業埋設管への事故防止
- ・ 埋設承諾について

給水装置工事施行基準とは？

給水装置工事の施行に関する技術上の基準
事務処理等についての必要事項を定めている。



適正な施行を確保することを目的

給水装置工事に関する取り決めは各自治体で違うこともあります。



**福岡市で給水装置工事を施行される場合は、
この基準に基づき施行してください。**

給水装置工事施行基準

目次

第 1 章 総則

第 2 章 指定給水装置工事事業者

第 3 章 給水装置の構造及び性能

第 4 章 給水装置工事の手続き等

第 5 章 給水装置の計画

第 6 章 給水装置工事の施行

第 7 章 維持管理

第 8 章 開発行為等における水道施設の整備

第 9 章 様式集

第 10 章 資料

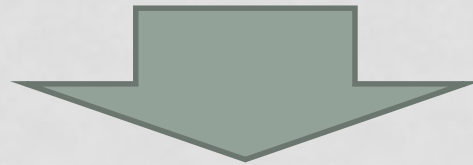
用語の定義から 給水装置とは？

水道法第三条第9項

この法律において「**給水装置**」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに**直結する給水用具**をいう。

補足説明

- 「**直結する給水用具**」とは、給水管に容易に取外しのできない構造として接続し有圧のまま給水できる給水栓等の用具。



ホースなど**容易に取り外しが可能な接続器具は、含まれません。**

給水装置工事の種類

- **安全な水を安定的に供給するために**
※給水装置工事（修繕に係るものを除く。）を
施行しようとする者は、あらかじめ管理者に
届け出てその承認を得なければならない。
（福岡市水道給水条例 第23条第1項）
- **正しい工事が施工されるために**
※給水装置工事は指定給水装置工事事業者に
施工させなければならない。
（福岡市水道給水条例 第25条第1項）

給水装置工事の種類

給水装置工事施行基準 P.2

給水装置工事の種類

(1) 新設工事

→新たに給水装置を設ける工事

(2) 改造工事

→給水管の増径・減径等、給水管の原形を変える工事

(3) 修繕工事（**軽微な変更を除く**）

→給水装置の**原形を変えない**で給水管，給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事

(4) 撤去工事

→給水装置を配水支管，または他の給水装置の分岐部から取り外す工事

給水装置の軽微な変更とは？

- 単独水栓の取替え補修
- こま、パッキン等
- 給水装置の末端に設置される給水用具の部品
の取替え（配管を伴わないものに限る。）と
する。

第3章 給水装置の構造及び性能

水道法

(給水装置の構造及び材質)

第十六条

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

第3章 給水装置の構造及び性能

水道法施行令（抄）

（給水装置の構造及び材質の基準）

第六条 法第十六条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

第3章 給水装置の構造及び性能

水道法施行令（抄）

（給水装置の構造及び材質の基準）

第六条

- 一 配水管への取付口的位置は、他の給水装置の取付口から**三十センチメートル以上**離れていること。
- 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、**著しく過大でないこと**。

第3章 給水装置の構造及び性能

水道法施行令（抄）

（給水装置の構造及び材質の基準）

第六条

三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

第3章 給水装置の構造及び性能

水道法施行令（抄）

（給水装置の構造及び材質の基準）

第六条

五 凍結、破壊、侵食等を防止するための
の適切な措置が講ぜられていること。

六 当該給水装置以外の水管その他の設備に
直接連結されていないこと。

第3章 給水装置の構造及び性能

水道法施行令（抄）

（給水装置の構造及び材質の基準）

第六条

七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、**水の逆流を防止**するための適切な措置が講ぜられていること。

第3章 給水装置の構造及び性能

水道法施行令（抄）

（給水装置の構造及び材質の基準）

第六条

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。

第3章 給水装置の構造及び性能

給水装置工事の施行にあたっては、

構造及び材質の基準及び基準省令を遵守し、適正な施行を行わないといけない。

第3章 給水装置の構造及び性能

厚生省令第十四号

- 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令
- 水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第四条第二項の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令を次のように定める。

第一条 耐圧に関する基準

第二条 浸出等に関する基準

第三条 水撃限界に関する基準

第四条 防食に関する基準

第五条 逆流防止に関する基準

第六条 耐寒に関する基準

第七条 耐久に関する基準

第3章 給水装置の構造及び性能

- 給水装置に用いる個々の給水管および給水用具の製造業者等は、自らの製造過程の品質管理や製造検査を適正に行い構造材質基準に適合する製品である事を自らの責任において認証すること（自己認証）が基本となっている。
- その他、中立的な第三者機関によって認証すること（第三者認証）もある。
(例：JWWA,JIA,JET,JHIA)

第3章 給水装置の構造及び性能

- 主任技術者は、給水装置工事に使用する給水管や給水用具について、その製品の製造者や販売者等に対して構造材質基準に適合していることが判断できる資料の提出を求める等、**基準に適合していることを確認したうえで使用**しなければいけません。また、適合の証明がない給水管及び給水用具の使用を施主から求められた場合は、使用できないことについて施主に説明して理解を得なければいけません。

第3章 給水装置の構造及び性能

- 水道法

- (給水装置工事主任技術者)

- 第二十五条の四 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第三項各号に掲げる職務をさせるため、国土交通省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
- 2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
 - 一 給水装置工事に関する技術上の管理
 - 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - 三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
 - 四 その他国土交通省令で定める職務
- 4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

第3章 給水装置の構造及び性能

- 給水装置の一部材料の指定等

【福岡市水道給水条例 第27条第2項】

配水管への取付口から市のメーターまでの間の給水装置の構造及び材質については、管理者が別に定める基準に適合していなければならない。（直結増圧式の場合等，一部例外あり）

- （指定する理由）

災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにする必要があるため。

第3章 給水装置の構造及び性能

福岡市では、

- $\phi 50\text{mm}$ 以下は、
ポリエチレン1種2層管
- $\phi 75\text{mm}$ 以上については、
水道用G X形ダクタイル鋳鉄管
を標準管としております。

第3章 給水装置の構造及び性能

クロスコネクションの禁止

給水管には、安全な水を確保するため、当該給水装置以外の水管、機械、設備等との直接連結は、

絶対に避けなければならない。

用途の異なる管が給水管と近接配管され、外見上判別しがたい場合もある。したがって、誤接続を防止するため、管の外面にその用途が識別できるよう表示する。

クロスコネクション 事故事例①

連結はダメ!

自家用井戸

P

ポンプ

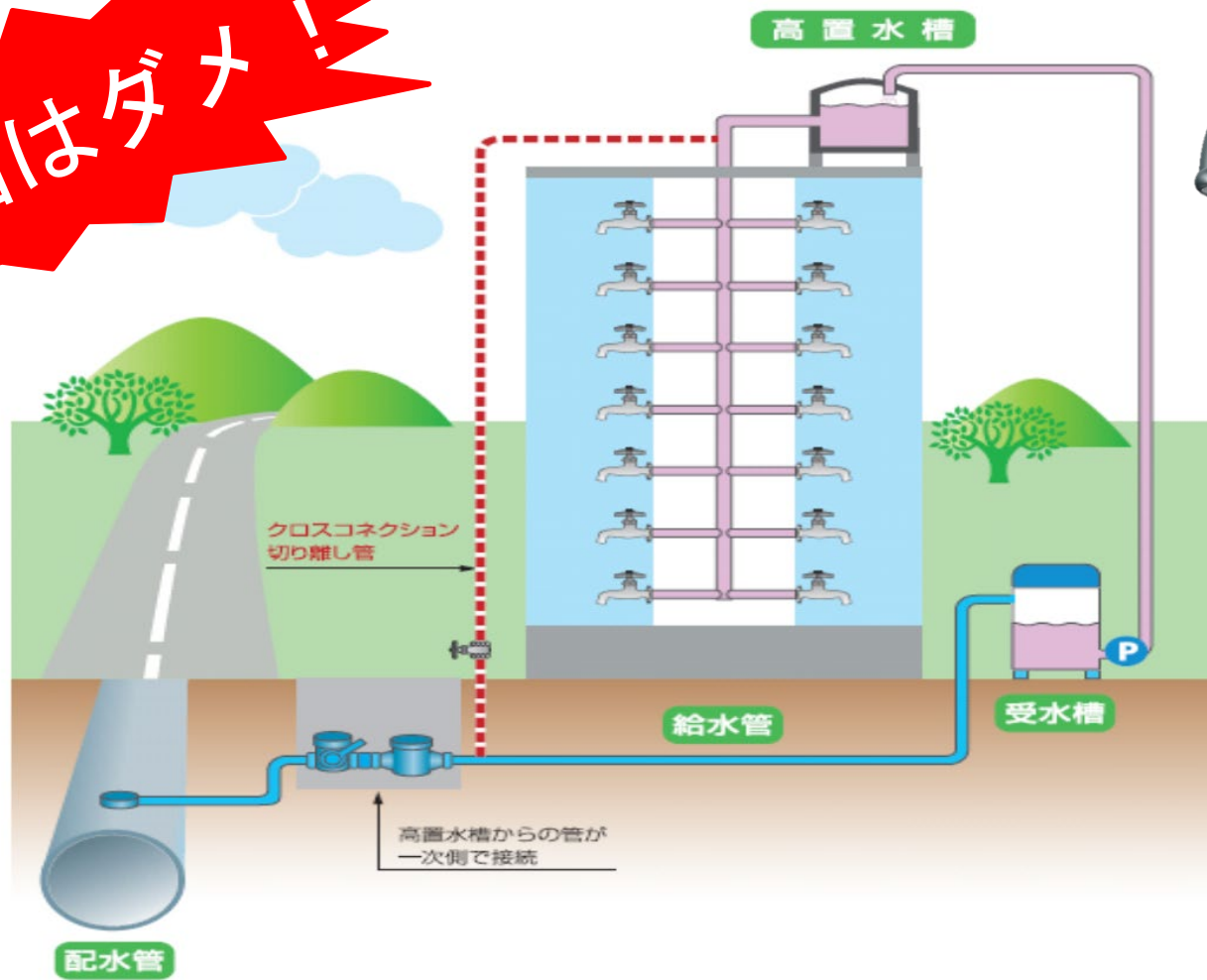
クロスコネクション
切り離し管

水道水



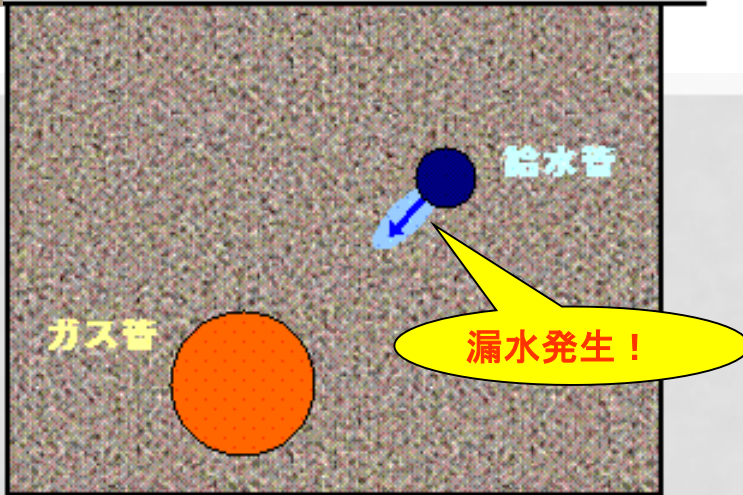
クロスコネクション 事故事例②

連結はダメ!

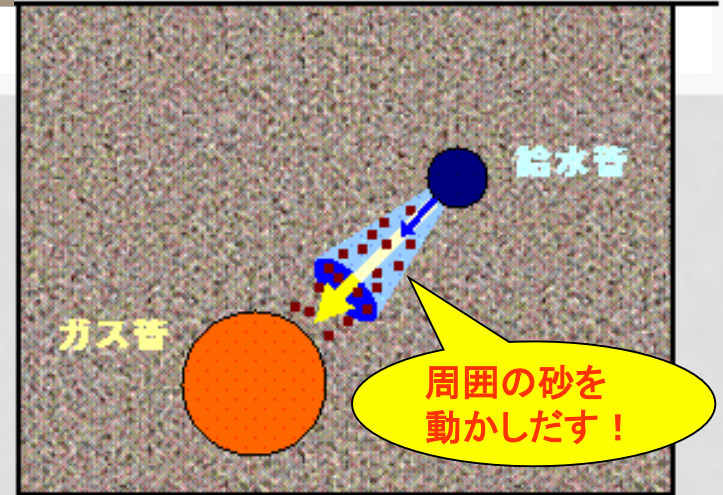


サンドブラスト現象のメカニズム

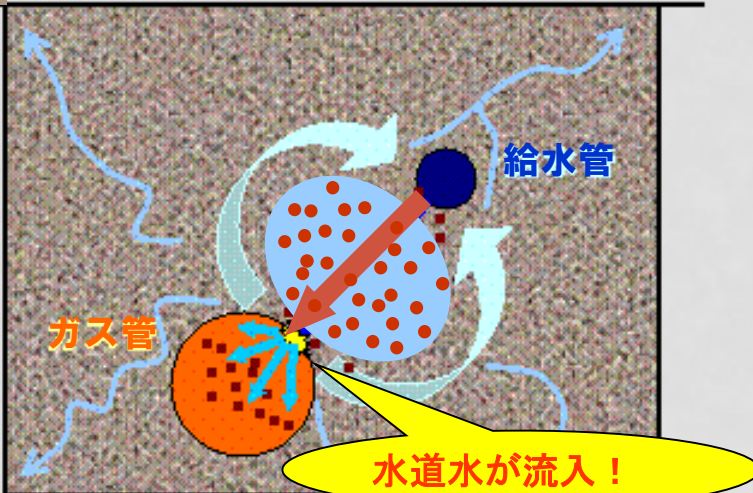
① 【漏水が発生！！】



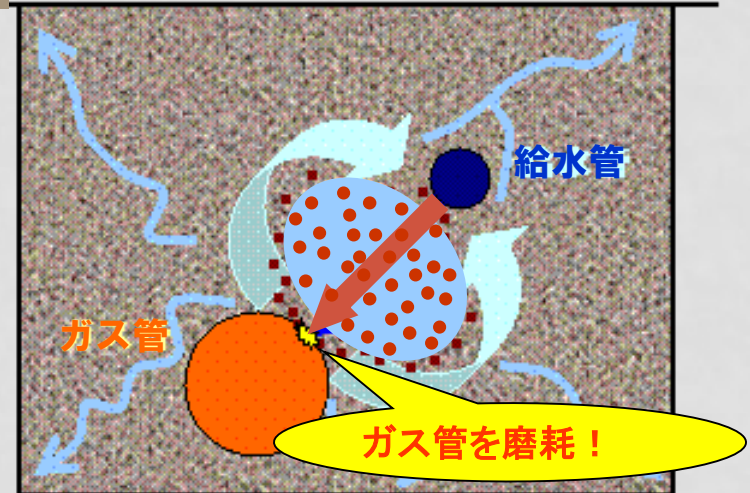
② 【漏水量が増加し砂を動かす】



④ 【ガス管に孔を開ける！！】

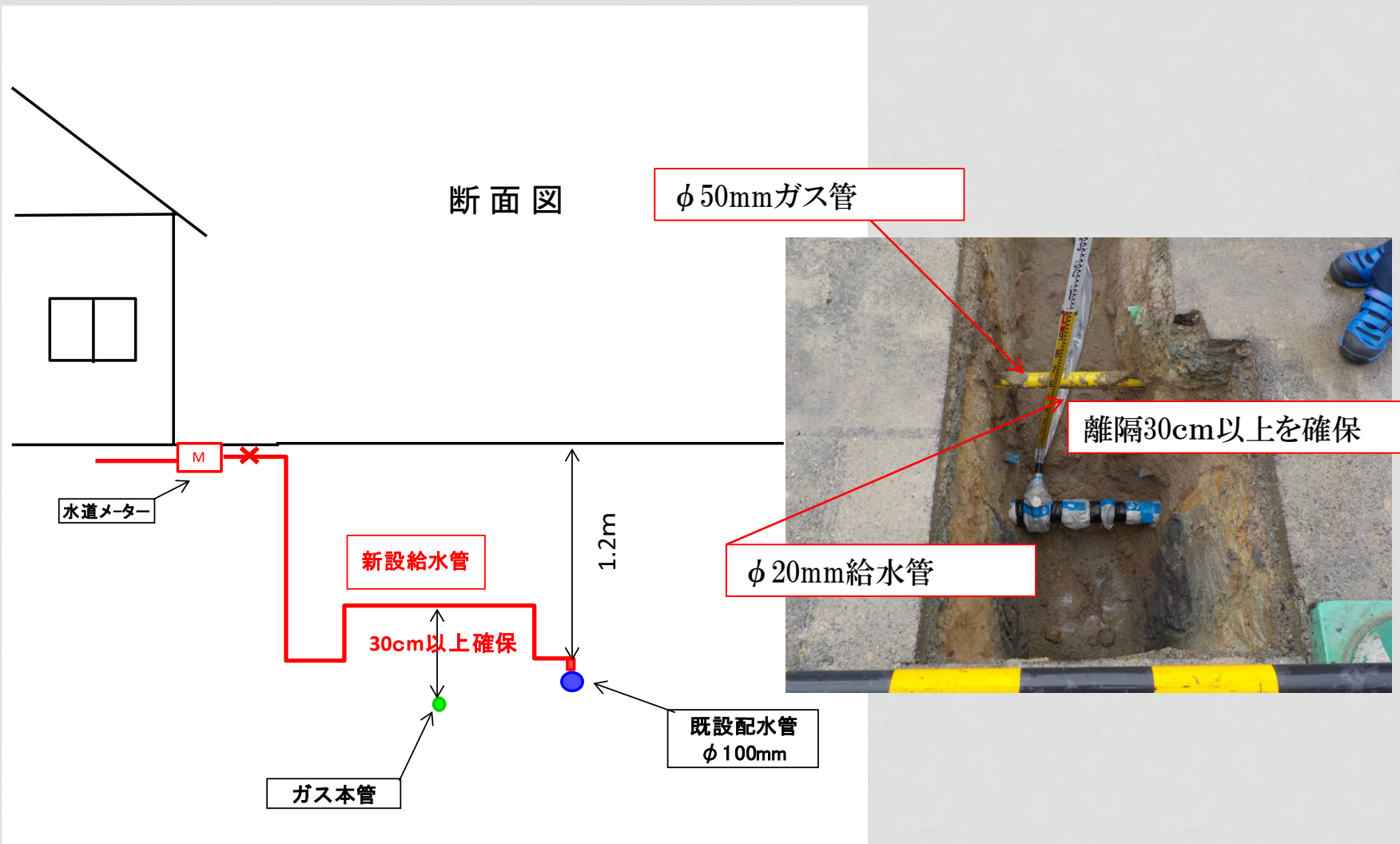


③ 【サンドブラスト現象が発生！！】



サンドブラスト現象による他企業埋設管への破損事故の防止

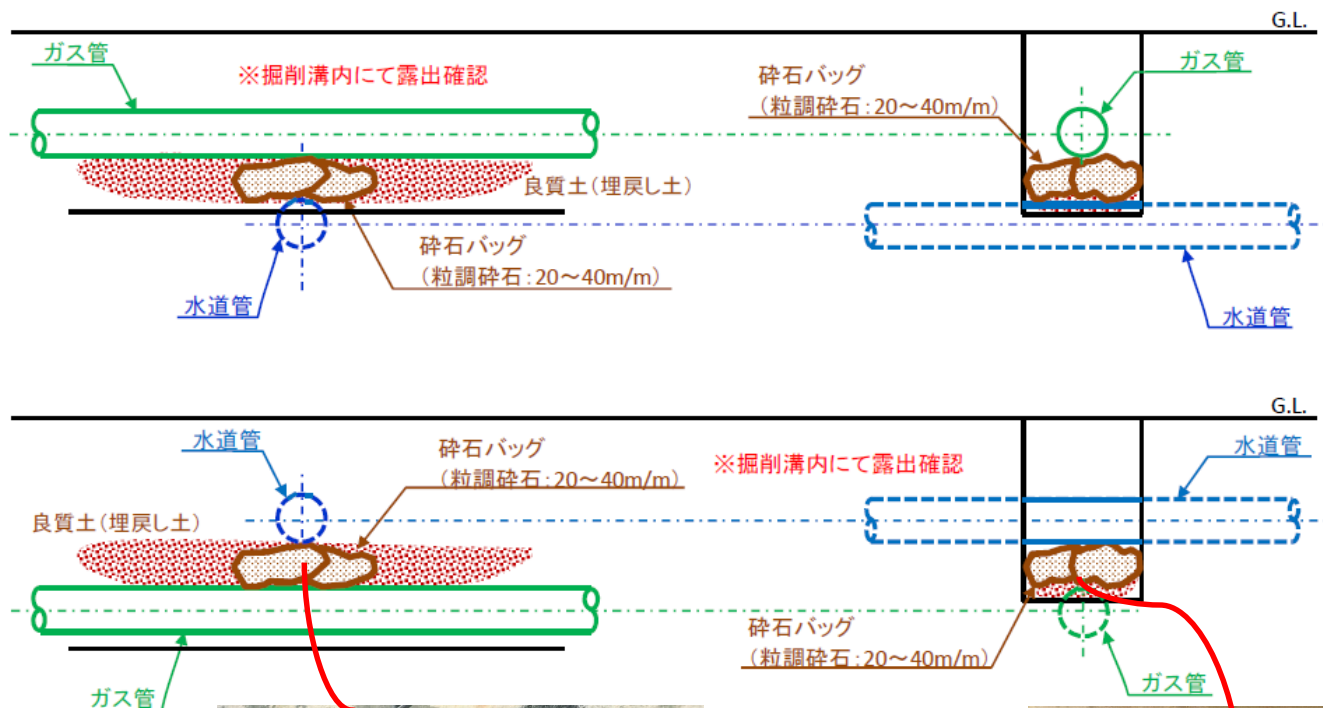
- ① ガス管と給水管の離隔を30 cm以上確保する。
(ガス管の基幹管路は, 50 cm以上の離隔)



離隔が確保されない場合

その他必要な防護対策

《 相互の施設に 30cm以上の離隔が確保されない場合 》



サンドブラスト現象による他企業埋設管への 破損事故の防止

②漏水防止対策としてポリエチレンスリーブ。



第4章 給水装置工事の手続き等

福岡市水道給水条例 第23条1項

(工事の届出)

- 給水装置工事（修繕に係るものを除く。）を施行しようとする者は、あらかじめ管理者に届け出てその承認を受けなければならない。
- 施行承認は、管理者の配水管を損傷しないこと、他の需要者への給水に支障を生じたり危害を与えたりしないこと、また、水道水質の安全確保に支障を生じないこと等を確認するために行うものであること。

第4章 給水装置工事の手続き等

次に掲げる事項については、給水審査課との事前協議を要する。

(1) 3階直結直圧式給水を希望する場合

給水装置工事の届出に先立ち、事前協議申請書に関係図書を添えて提出し、3階直結直圧式給水の可否について協議を行うこと。申込者は、協議の結果に基づき、給水装置工事の届出を行うこと。

(2) 直結増圧式給水を希望する場合

直結増圧式による給水装置を新設、もしくは改造しようとする場合は、給水装置工事の届出に先立ち、事前協議申請書に関係図書を添えて提出し、直結増圧式給水の可否について協議を行うこと。申込者は、協議の結果に基づき、給水装置工事の届出を行うこと。

第4章 給水装置工事の手続き等

次に掲げる事項については、給水審査課との事前協議を要する。

- (5) 給水装置の更生工事を行う場合
- (6) その他、管理者の配水管、当該給水装置、および他の需要者への給水に支障をきたすおそれがある場合

※配水管が布設されていない場合

「福岡市水道事業の設置等に関する条例」が定める給水区域内において、給水装置を設置する予定箇所が面する道路内に配水管が布設されていない場合がある。給水装置工事の届出をしようとする者が、当該道路に配水管の布設を希望する場合は、当該地を所管する管整備課および給水審査課と協議を行わなければならない。

第5章 給水装置の計画

- 第5章 給水装置の計画
 - 5.1 給水装置の基本計画
 - 5.1.1 基本調査
 - 5.1.2 給水方式の決定
 - 5.2 計画使用水量の決定
 - 5.2.1 用語の定義
 - 5.2.2 計画使用水量の決定
 - 5.3 給水管の口径決定
 - 5.3.1 分岐の原則
 - 5.3.2 口径決定の手順
 - 5.3.3 損失水頭
 - 5.3.4 メーター口径の決定
 - 5.3.5 メーターの減径
 - 5.3.6 直結直圧式の口径決定
 - 5.3.7 直結増圧式の口径決定
 - 5.3.8 貯水槽式の口径決定
 - 5.3.9 水道直結式スプリンクラーの計画

第5章 給水装置の計画

給水装置の基本計画は、

基本調査、給水方式、計画使用水量および給水管口径等の決定からなっており、極めて重要である。

- 基本調査

⇒計画、施工の基礎となるものであるから慎重に行うこと。

- 給水方式の決定

⇒給水する高さ、所要水量、使用用途および維持管理面を考慮すること。

- 計画使用水量の決定

⇒建物の用途および水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮すること。

- 給水管の口径決定

⇒分岐する配水管の最小動水圧を考慮すること。

第5章 給水装置の計画

福岡市が採用する給水方式

- ① 直結直圧式
- ② 直結増圧式
- ③ 貯水槽式
- ④ 直結・貯水槽併用式

⇒各給水方式のメリット，デメリットを把握したうえで決定すること。

第5章 給水装置の計画

分岐の原則

- 配水管口径300mm以下の配水支管から分岐すること。
- 分岐する給水管は、配水管口径より1口径以上小さいものとする。
- 同一給水管に使用する分岐材料は、1個とする。

第5章 給水装置の計画

- 同一敷地内への分岐は、1箇所とする。
- 直結増圧式給水において、 $\phi 75\text{mm}$ 以上の増圧装置を必要とする場合は、配水管に係る負担が大きいことから、分岐可能な配水管口径は2口径以上大きくなければならない。

その他

私道等、他人の土地を使用して給水装置工事を行う場合、工事の申請時に土地所有者の承諾は必須ではありません。

ただし、申請時に土地所有者からの異議に対して、申請者の責任において対応することを確認させていただきます。

（水道局への申請書類に土地所有者の承諾書は必須ではありませんが、**工事に際しては土地所有者の承諾が必要**であることに変わりありません。）

また、埋設承諾に関する考え方や事例などは、法務省より「**ライフラインに関する事例**」がインターネットにて公表されております。

その他

給水装置工事（一時用）のオンライン申請を実施しております！

下記URLまたは福岡市水道局HPよりご確認ください。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/mizu/sessui/machi/suido-kyuusui-kouji.html>

**福岡市水道局**
Fukuoka City Waterworks Bureau

テキスト版へ リンク集 Language

福岡市ホームページへ スマホサイトへ 音声読み上げ 文字サイズ 小 中 大

サイト内検索について

[生活と水道](#) [おしえて水道局](#) [水源・水質情報](#) [水道局情報](#) [節水都市ふくおか](#) [契約・検査・技術情報](#)

福岡市ホームページ > 市政全般 > 水道・下水道・河川 > 水道局ホームページ > 生活と水道 > 給水工事事業者コーナー > 給水装置工事（一時用）のオンライン申請

給水装置工事（一時用）のオンライン申請を開始します。

福岡市水道局では、水道ICT推進の一環として、お客様サービスの向上を図るため、福岡市電子申請システムを利用した
給水装置工事（一時用）※1のオンライン申請※2を開始いたしました。

※1 メーター前渡しは除きます。
※2 処理完了まで3営業日程度要します。

申請フォームはこちらからお進み下さい
(福岡市電子申請システム)



ご清聴ありがとうございました。

